

条例の一部改正について

1 飯田市水道条例 令和6年3月29日改正

【概要】

水道法の改正により、水道に関する事務の所管が厚生労働省から国土交通省に移管された。

【改正後条文】

(給水装置の新設等の承認)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 飯田市水道事業の設置等に関する条例 令和6年3月29日改正

【概要】

地方自治法の改正により、引用する条項の番号が変更となった。

【改正後条文】

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

3 飯田市下水道事業の設置等に関する条例 令和6年3月29日改正

【概要】

地方自治法の改正により、引用する条項の番号が変更となった。

【改正後条文】

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

4 飯田市下水道条例 令和6年6月 改正

【概要】

下水道法に基づく標準下水道条例の改正により、指定工事店における排水設備工事責任技術者に係る規制について、専属させることを義務付けていたものを、兼任することを妨げないこととなった。

【改正後条文】

(指定工事店の責務)

第10条

3 指定工事店は、排水設備工事責任技術者（市長が適当と認め、規則で定めるものの登録を

受けた者をいう。以下同じ。)を、その支店及び営業所(以下「支店等」という。)並びに主たる事務所にそれぞれ選任しなければならない。ただし、長野県内における他の支店等について兼任することを妨げない。

(指定の申請)

第11条 指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書で市長が規則で定めるものを市長に提出しなければならない。

(2) 指定を受けようとする者に係る支店等の名称及び所在地並びに前条第3項の規定により支店等に選任することとなる排水設備工事責任技術者の氏名並びに他の支店等の排水設備工事責任技術者を兼任している場合はその兼務状況

5 飯田市下水道事業の設置等に関する条例及び飯田市農業集落排水処理施設条例

令和6年6月 改正

【概要】

特定環境保全公共下水道竜丘処理区と農業集落排水処理施設下殿岡地区の統廃合に伴い、処理人口等の数値の変更及び下殿岡地区の農業集落排水処理施設の廃止を行う。

飯田市下水道事業の設置等に関する条例の別表中竜丘処理区の面積等を改正、飯田市下水道事業の設置等に関する条例及び飯田市農業集落排水処理施設条例の別表中下殿岡地区に関する箇所を削った。

【改正後条文】

別表第1 (第2条関係)

処理区名	排水区分	全体計画区域	全体計画区域面積	全体計画処理人口	全体計画1日最大処理能力
竜丘処理区	汚水	同上	<u>295ヘクタール</u>	<u>6,000人</u>	3,200立方メートル